

委員会設置規則

本会はその業務を行うため必要とする委員会をおくことができる。

1（構成員）

1-1 委員会は、委員長、委員数名をもって構成する。

1-2 委員会には担当理事を原則1名置き、委員長を務める。

1-3 担当理事が欠けたときは、理事長によって指名された理事が当該年度の職務を代行する。

2（選任）

2-1 構成員は原則として理事及び評議員より選出する。

2-2 委員長、委員は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

2-3 委員会は、業務を遂行するにあたり、委員以外の原則として評議員を一時的に指名し、理事長の承認の下、委員とともに作業部会（ワーキンググループ）を構成することが出来る。

3（職務）

3-1 委員長は、毎年1回以上の定例委員会（メール委員会を含む）を召集し、その議長を担当する。

3-2 委員会は、三分の二以上の委員の出席をもって成立する。

3-3 委員は、委任状の提出をもって出席に替えることができる。

3-4 メール委員会による審議事項は委員全員の承認を得る。

3-5 委員会の決議は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3-6 担当理事は委員会での協議事項を理事会に報告し、必要事項を評議員会に報告する。

3-7 委員会は、理事長を招請し意見を求めることが出来る。

4（任期）

4-1 構成員の任期は1期4年とし、初回任期は一斉任期更新までとする。

4-2 構成員は4年ごとに見直しを行うが、再任は妨げない。

4-3 構成員の定年は、満66歳に達する日の属する事業年度に開催される定時評議員会の終結の時とする。

附則

本細則は令和5年7月5日から施行する。